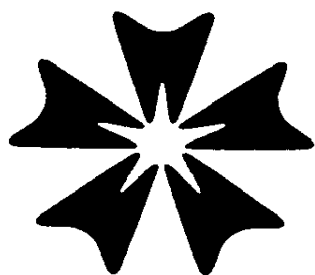


第6期芽室町地域福祉計画

令和9（2027）年度～令和12（2030）年度

素案



めむろ

令和9年 月

北海道芽室町

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く状況	8
1 人口構造の推移	9
2 世帯状況と未婚率の推移（全国）	9
3 要介護認定者の推移	11
4 障がい者の推移	11
5 生活困窮者（生活保護）の状況	12
6 近隣とのつながりの状況	13
第3章 計画の理念と目標	16
1 基本理念	17
2 基本目標	18
3 施策の体系	20
第4章 施策の展開	22
1 基本目標1	23
2 基本目標2	31
3 基本目標3	41
第5章 計画の推進	48
1 推進体制	49
2 進捗管理	50
資料編	52
1 第6期地域福祉計画策定に係る関係団体からの意見聴取	53
2 参考資料	57

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、本格的な少子高齢化や人口減少が進み、住民同士の結び付きや人間関係の希薄化を背景とした、生活困窮、虐待、自殺、孤独死といった深刻な社会問題が、**誰にとっても無縁ではない身近な課題として**発生しています。

また、地域には子育てや介護、ひきこもり、就労など、複数の要因が複雑に絡み合い、支援を必要としている方が数多く存在します。しかし、こうした課題は多様化しており、既存の公的福祉サービスだけでは解決が困難なケースや、必要な支援にたどり着けないケースも少なくありません。そのため、対象者別・分野別に整備された「縦割り」の枠を超えた支援がこれまで以上に重要となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、従来の縦割り支援や「支え手」「受け手」という関係を超え、住民や多様な団体・事業所が主体的に「我が事」として課題を捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて**包括的に**つながる「地域共生社会の実現」を掲げています。

本町においても、行政による公的な支援（公助）に加え、個人や家族の努力（自助）、そして地域社会での支え合い（互助・共助）が重層的に連携し、持続可能な地域共生社会を実現することが求められています。ボランティア活動や見守り活動など、住民の主体的な参加によるきめ細やかなサポートは、地域のつながりを強化し、孤立を防ぐうえでも不可欠です。

こうした背景を踏まえ、本町の地域福祉分野における施策と方向性を明らかにする「第6期芽室町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画における「障がい」「障害」の表記について

本計画では、人権尊重や多様性への配慮の観点から、人を指す場合は原則として「障がい（障がいのある人、障がい者等）」と平仮名を用いて表記しています。ただし、法令や制度名（障害福祉サービス等）、状態や事象そのものを指す場合（障害の有無等）については、漢字で「障害」と表記しています。

2 計画策定の目的

「地域福祉」とは、それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が協力して福祉課題の解決に取り組む「地域づくりの取組」です。社会福祉法においても、地域住民や関係者等、**地域に暮らす一人ひとりが主体的に**協力して地域福祉の推進に努めることが定められています。

本計画は、第5期計画を継承し、幅広い町民の主体的な参加と、関係機関・行政の協働のもとに地域の福祉力を高めることを目指すものです。その実現のため、個人の備えである「自助」、地域での支え合いである「互助」「共助」、そして行政による「公助」という4つの助けが、それぞれの役割を果たしながら重層的に連携する仕組みを示します。それはまた、「支える側」「支えられる側」という固定的な関係性を超え、誰もが地域の一員として役割を持ち、互いに支え合いながら共に生きていく、そうした垣根のない地域づくりを推進していく取組でもあります。

この取組を通じて、地域共生社会の実現に向け、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」の推進を目的として策定します。



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料より抜粋

3 計画の位置付け

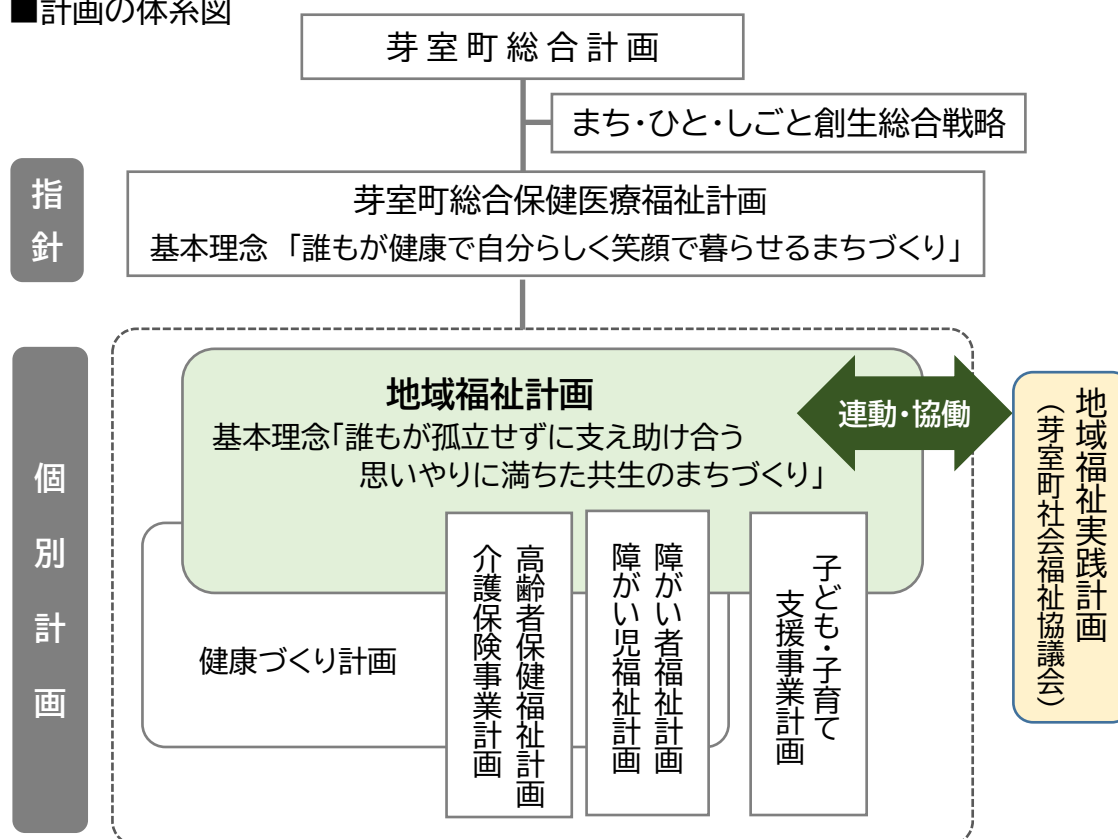
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。

また、本計画は、本町のまちづくりの計画として最も上位に位置づけられている「芽室町総合計画」の保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつであり、『地域』などのキーワードをもとに、他の個別計画を横断的に内包する計画です。

さらに、芽室町社会福祉協議会が策定する「第 7 期地域福祉実践計画」と連動・協働のもと、地域福祉施策を展開していくこととしています。

なお、本計画は、社会福祉法第 106 条の 4 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」と一体的に策定するものです。地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画は、いずれも分野を超えた包括的な支援体制の整備と地域共生社会の実現を目指すものであり、両計画を一体的に策定することで、施策を総合的かつ効果的に推進します。重層的支援体制整備事業の具体的な内容は、第 4 章 基本目標 2 基本施策(1)に定めるとおりです。

■計画の体系図



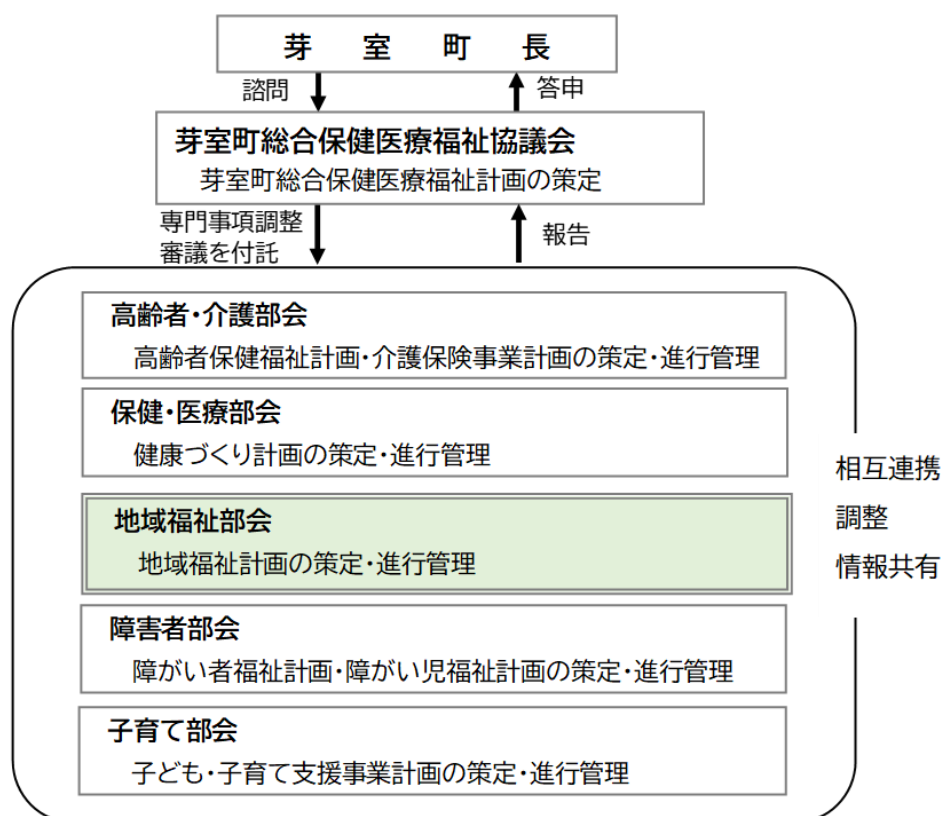
4 計画の期間

この計画の期間は、令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの4年間とします。

5 計画の策定体制

（1）組織体制

平成21年4月1日施行の「芽室町総合保健医療福祉協議会条例」及び「芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則」に基づき、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「地域福祉部会」において審議を行いました。



（2）関係団体からの意見聴取

計画案を検討する場として、民生委員児童委員協議会、生活支援体制整備推進協議会、ボランティアセンター運営委員会から、地域や地域活動の状況や課題、社会参加に向けたアイデアなど、さまざまな立場から意見をいただきました。

第2章

地域福祉を取り巻く状況

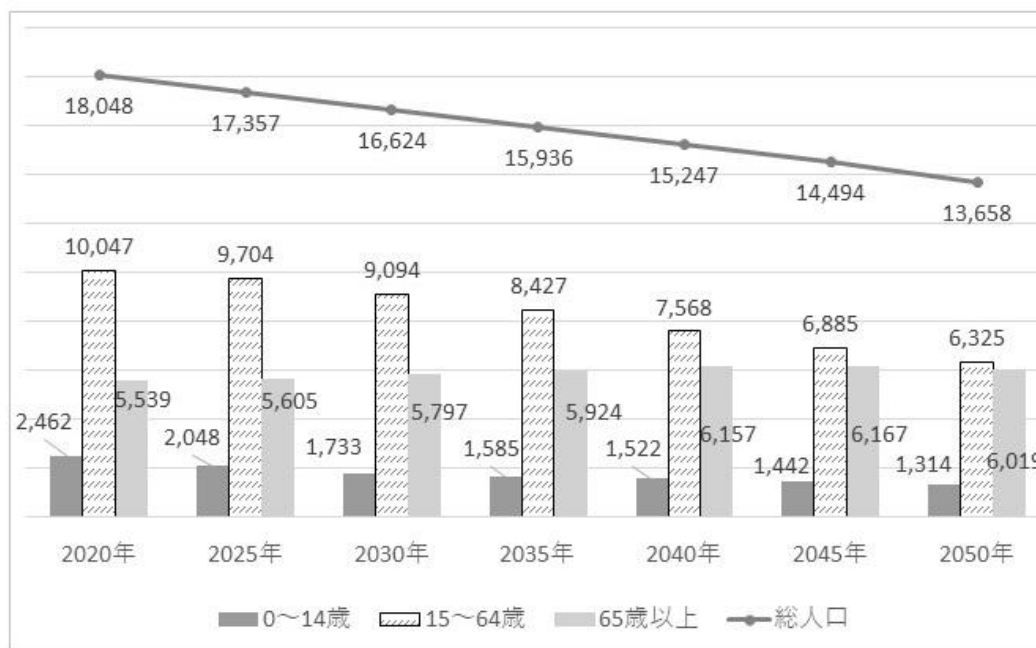
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口構造の推移

芽室町の総人口は減少傾向にあり、2050年には2020年比で約24%の減少が予測されています。

年齢別に見ると、働き手となる生産年齢人口（約37%減）や年少人口（約47%減）が大幅に減少する一方、高齢者人口は増加を続け、2050年の高齢化率は44%を超える見込みです。今後は、「支え手」となる現役世代が急減する中で、増大する高齢者の福祉ニーズにいかに対応していくかが大きな課題となっています。

（表1）芽室町の人口推計（年代別）



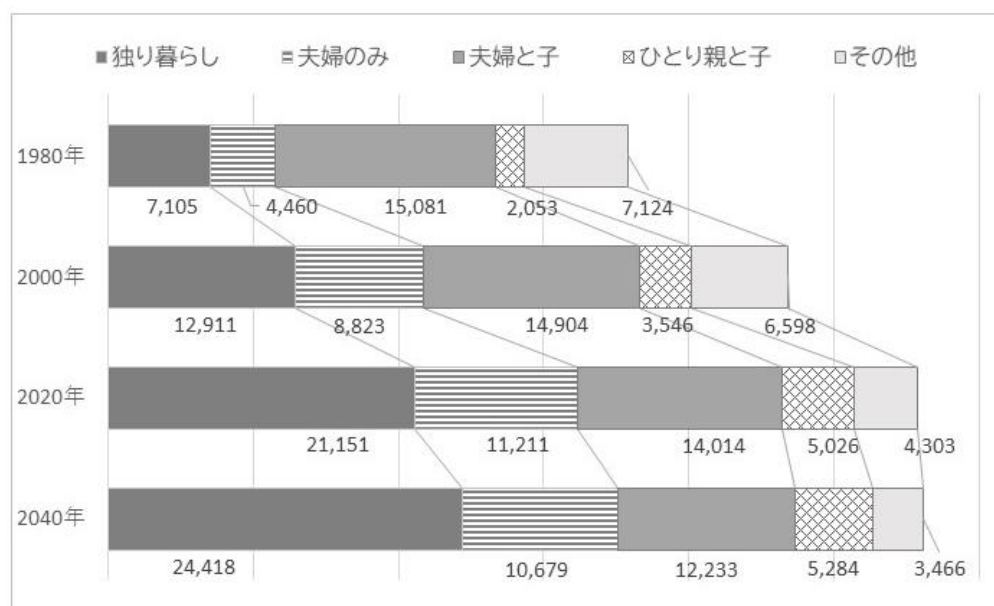
令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

2 世帯状況と未婚率の推移（全国）

全国的な傾向として家族形態の小規模化が進み、「夫婦と子」の世帯が減少する一方で「単独世帯（一人暮らし）」が急増しています。また、65歳以上の未婚率も、将来的に男女ともに大幅な上昇が見込まれています。

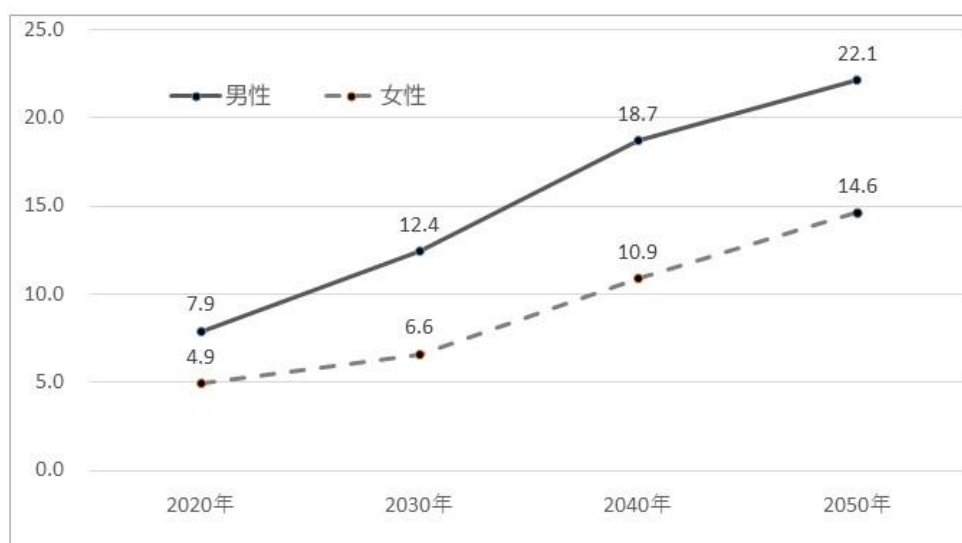
芽室町においても同様の傾向が予測され、今後は「身寄りのない高齢者の単身世帯」の急増が確実視されています。これまで家族が担ってきた介護や見守り機能が低下し、地域における孤立・孤独リスクの高まりが懸念されます。

(表2) 全国の世帯状況の変化



令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

(表3) 全国の65歳以上男女別未婚率(推計)



令和5年国勢調査と推計値(国立社会保障・人口問題研究所)

3 要介護認定者の推移

要介護認定者数・認定率については、今後も増加傾向で推移していくことが予測されています。

(表4) 介護別認定者数と認定率の推移

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和17年	令和22年
認定者数(人)	1,096	1,145	1,171	1,192	1,216	1,221	1,259	1,262
要支援1	121	128	149	157	160	162	166	162
要支援2	152	161	150	149	152	151	155	154
要介護1	292	319	336	350	357	357	368	363
要介護2	204	185	200	188	192	194	202	207
要介護3	135	154	150	150	153	154	162	163
要介護4	114	125	123	128	131	134	136	141
要介護5	78	73	63	70	71	69	70	72
認定率(%)	20.0	21.0	21.4	21.8	22.3	22.4	23.3	23.4

資料：令和6年から令和8年は実績値（各年3月末現在）／令和9年以降は見える化システムによる推計値

4 障がい者の推移

過去3年の身体障害者手帳 等級別、障害別の表
作成中

過去3年の療育手帳 18歳未満・以上 等級別の表
作成中

過去3年間の精神障害者福祉手帳 等級別
作成中

5 生活困窮者（生活保護）の状況

生活保護受給世帯数は、近年横ばいで推移しています。就労や転出等による保護廃止がある一方で、高齢化や傷病、低額年金などを要因とする新規受給が継続して発生しているためです。

近年は「高齢の単身世帯」が経済的にも困窮するといった複合的な課題を抱えるケースも少なくなく、生活困窮のサインを早期に発見し、必要な支援へとつなぐ包括的なセーフティネットの機能強化が求められています。

（表8）被保護世帯・被保護人員の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末人口	18,430	18,323	18,118	17,984	17,786	17,655	17,403
被保護世帯数	179	173	173	160	150	133	133
被保護人員	219	214	210	195	183	159	155
保護率（％）※	11.9	11.7	11.6	10.8	10.3	9.0	8.9

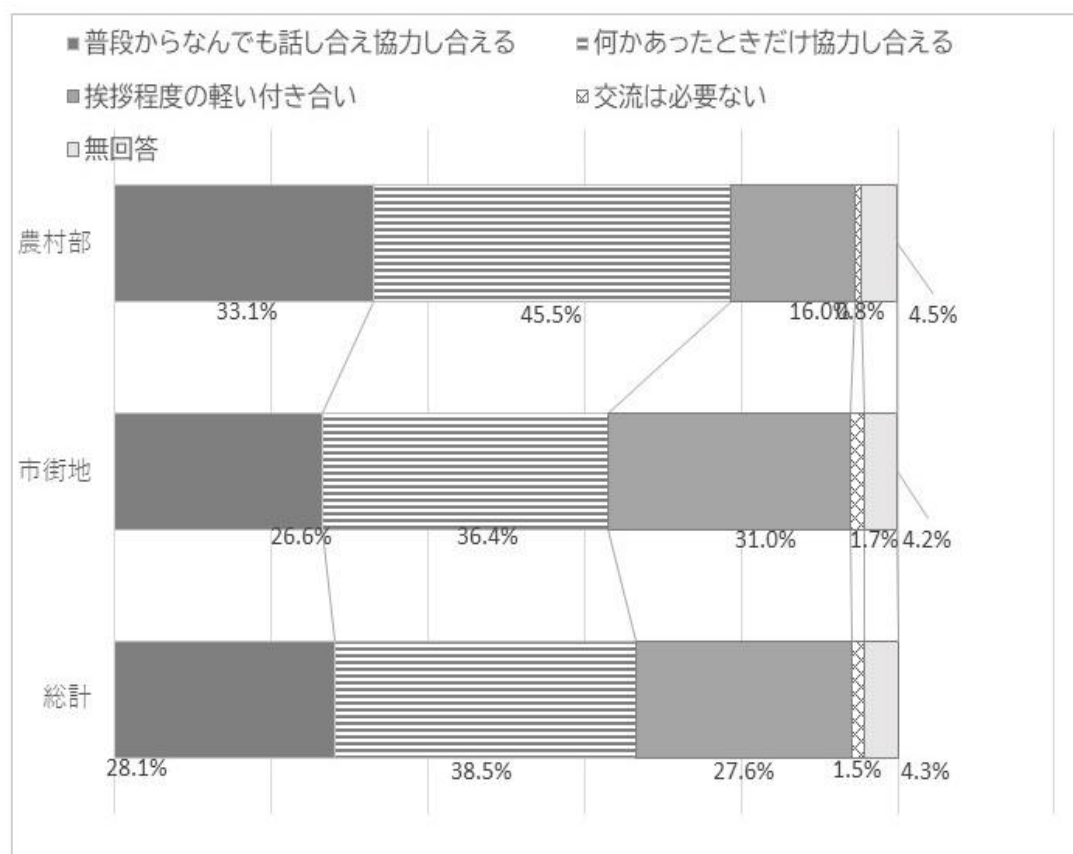
※保護率の％（パーセント）は、1/1,000を表すもので日本語では千分率という。

6 近隣とのつながりの状況

近所付き合いは、挨拶程度の交流や、必要なときに協力し合う関係が中心であり、地域のつながりは一定程度維持されています。農村部では日常的に話し合える関係が比較的多く、市街地では緊急時など必要な場面で助け合う関係が多い傾向がみられます。

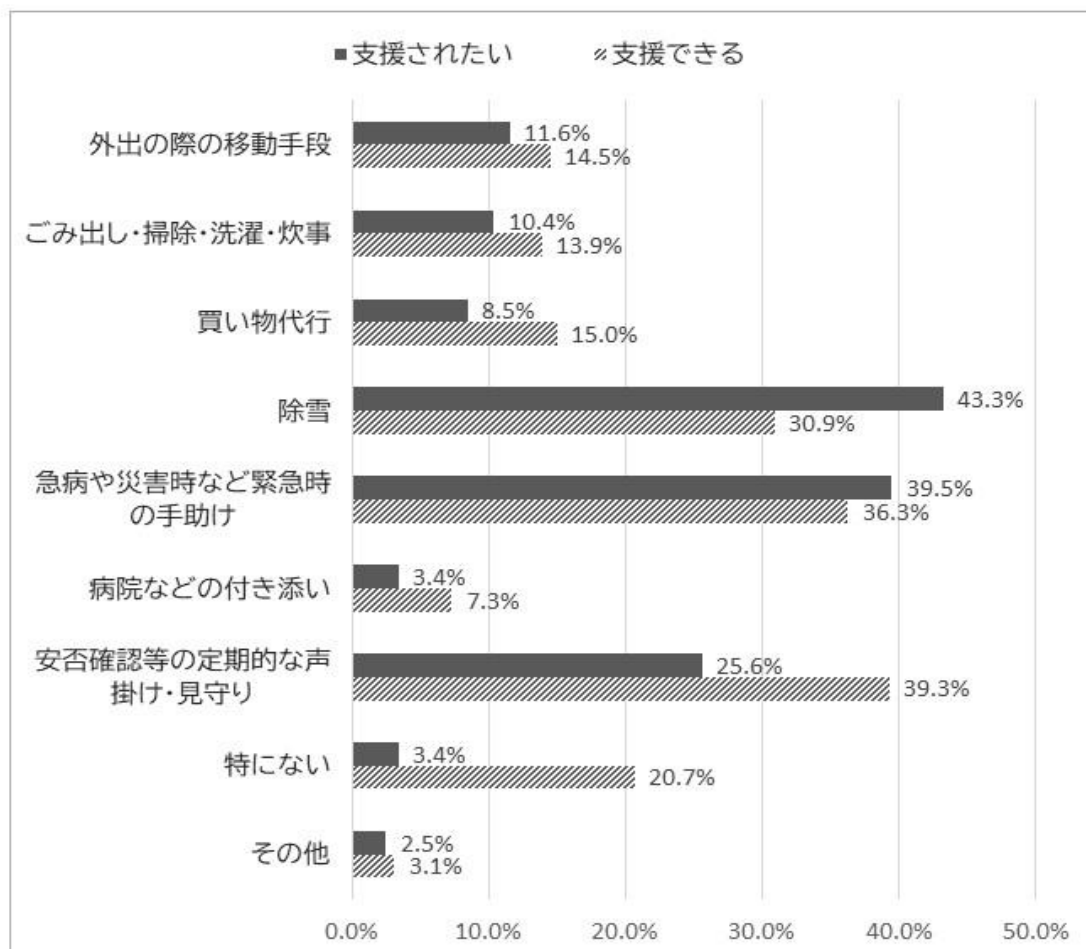
支援されたいというニーズは除雪と急病・災害時の手助けが特に高く、除雪は支援を求める割合が支援可能な割合を上回っています。一方、支援できることは見守りや声掛けが比較的高く、地域の担い手と支援を必要とする人をつなぐ仕組みづくりが重要となります。

(表9) 近所との付き合いの状況



介護予防・日常生活圏ニーズ調査(令和7年度)
 ・調査対象者: 65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
 ・調査期間: 令和7年12月～令和8年1月
 ・調査方法: アンケート記入またはweb回答
 ・回収状況: 回答数1,542人/配布数2,000人(回収率77.1%)

(表 10) 近所でできる支援とされたい支援



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(令和7年度)
 ・調査対象者: 65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
 ・調査期間: 令和7年12月～令和8年1月
 ・調査方法: アンケート記入またはweb回答
 ・回収状況: 回答数1,542人／配布数2,000人(回収率77.1%)

第3章

計画の理念と目標

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

町民の誰もが、いつまでも住み慣れたこの場所で、安全・安心に自分らしく暮らしたいと願っています。その願いを叶えるためには、障がいのある方も、年齢を重ねた方も、誰もが「地域の一員」として尊重され、一人ひとりがまちづくりの主体者として参加できる環境が必要です。

現在、少子高齢化や人口構造の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に、これまで地域を支えてきたコミュニティの結びつきが希薄になりつつあります。それに伴い、孤立死や世代を超えた虐待、災害への不安など、地域住民の暮らしを取り巻く課題はより複雑化・深刻化しています。

こうした課題に対応するため、「つながりの再構築」が求められています。「福祉」という枠組みにとらわれず、全世代・全分野が手を取り合い、地域の実情に応じた包括的な支援体制を広げていく必要があります。

日常のささいな変化に気づき、互いに手を差し伸べ合う「思いやり」の輪を広げ、町民一人ひとりが主役となって、誰もが孤立することなく安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

誰もが孤立せずに支え助け合う
思いやりに満ちた共生のまちづくり

2 基本目標

基本目標1 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

安心して暮らせるぬくもりある地域社会を実現するためには、地域で発見・共有した生活課題の解決に向け、住民同士が互いに知恵を出し合い、支え合っていく仕組みづくりが不可欠です。

今後は、「支える側」「支えられる側」という固定的な関係性を超え、誰もが地域の一員として役割を持ち、自分らしく活躍できる「地域共生社会」を目指します。その実現のためには、子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域での活動に関心を持ち、自主性をもって取り組める環境づくりが重要です。

また、地域には多様な団体や個人の社会貢献活動やボランティア活動が存在します。これらの活動をネットワーク化し、有機的な連携を深めることで地域福祉力を向上させるとともに、公的福祉サービスと地域住民の自発的な助け合いが「協働」することで、誰もが安心して暮らし続けられる地域コミュニティを育成します。

このことから、住民一人ひとりが主体となり、誰もが役割を持って活躍できる地域づくりを目指し、地域福祉活動の推進と、その力を最大化するネットワークの強化を図ります。

基本目標2 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備

ライフステージの移り変わりや個人の状況が多様化する中、誰一人として取り残されることのない包括的な支援体制づくりを目指します。

複雑化する福祉の困りごとに対しては、相談機関や専門職が個々の壁を越えて連携し、「制度の狭間」に陥ることのないよう、情報を横断的に活かせる体制を整えていきます。

特に、認知症高齢者や障がいのある方など、自らサービスを選択・活用することが困難な方々に対しては、より能動的なアプローチが不可欠です。支援親族の不在による社会的孤立や、制度の複雑さによる情報の未到達を防ぐため、地域全体で早期に兆

候を察知し、必要なケアや見守りの輪につなげる「アウトリーチ型の発見体制」を整備します。

あわせて、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、個人の尊厳を守る権利擁護施策を推進し、どんな状況にあっても、誰もが適切かつ速やかに必要な福祉サービスを受けられる仕組みの充実を図ります。

誰もがその人らしく、安心して生活を続けていけるよう、地域の実情をしっかりと踏まえた包括的な支援体制を、全世代・全分野で推進します。

基本目標3 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

地域で不安なく暮らし続けるためには、日常の中で感じる暮らしにくさや、身の回りの危険を少しずつ取り除いていくことが大切です。

「安全」の確保については、高齢者を狙った消費者被害や特殊詐欺、さらには命や安全を脅かす凶悪犯罪、子どもを巻き込む事故や事件が後を絶ちません。こうした被害や犯罪は、本人の注意や自衛だけで防ぐのは難しいのが現状です。そのため、地域全体で防犯意識を高めるとともに、地域住民の暮らしを被害から守るための協力体制を整えていく必要があります。

また、自然災害への備えとして、これまで取り組んできた「災害時要配慮者支援体制」の充実を図ります。民生委員児童委員や隣近所など、普段から顔の見える関係にある方々と連携し、困ったときにお互いが助け合える仕組みを大切に育てていきます。

「安心」の確保については、コミュニティバスなどの地域交通、配食サービス、除雪支援など、生活に欠かせない支え合いが重要です。限りある資源を大切に活用しながら、誰もが住み慣れた場所で長く暮らせる環境を整えます。

さらに、いわゆる孤立死を防ぐためには、福祉の枠組みだけでは届かない課題も多くあります。そのため、福祉以外の多様な事業者や地域団体とも連携し、日常のちょっとした変化に気づける「見守りの目」を地域全体に浸透させていくことが必要です。

このように、安心して暮らし続けられる環境づくりと、地域のみんなで見守り支え合うネットワークの輪を広げていきます。

3 施策の体系

基本目標	基本施策	具体的施策
1 住民の支え合いによる 地域福祉社会の推進	(1)地域コミュニティの 基盤づくり	ア 町内会・行政区活動等の推進 イ ボランティア活動の推進 ウ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 エ 地域で支え合う子育て環境の推進
	(2)協働と交流で育む 共生の地域づくり	ア 自治活動・公益活動を支える仕組みづくり イ 多様な主体との協働と人材育成 ウ 人権が尊重される社会の実現 エ 多様性を認め合う地域共生と多世代交流の促進
	(3)地域資源をつなぐ ネットワークの推進	ア 町民活動支援センターによる多様な活動の連携 イ ボランティアセンターによる人材マッチング ウ 生活支援コーディネーターによる地域づくり
2 必要な福祉サービスが 適切なタイミングで利用 できる体制の整備	(1)包括的支援体制の構築と 重層的支援の推進	ア 包括的な相談支援の実施 イ 参加支援事業の推進 ウ 地域づくりの推進 エ アウトリーチと多機関協働によるチーム支援
	(2)福祉サービス基盤の 整備と人材確保	ア 各分野におけるサービス基盤の整備 イ 民生委員児童委員による地域に根ざした活動 ウ 誰一人取り残さないセーフティネットの構築
	(3)権利擁護体制の整備	ア 成年後見制度の利用促進と体制づくり
3 地域で安全・安心に 生活できる環境の整備	(1)災害時における 避難支援体制の整備	ア 「要配慮者支援事業」の推進 イ 避難行動要支援者避難支援計画(個別避難計画)の策定推進 ウ 福祉避難所の運用
	(2)暮らしの安全を守る 環境づくり	ア 消費者被害の防止と相談体制の強化 イ 子どもの安全対策と権利擁護の推進 ウ 犯罪の未然防止と円滑な社会復帰の支援
	(3)生活環境の改善と 移動・生活支援	ア 身体状況に合わせた住宅改修への支援 イ 多様なニーズに応じた移動手段の確保 ウ 孤独を防ぎ日常生活を支えるサービスの展開
	(4)自助・互助・共助・ 公助の推進	ア 自らを守る「自助」の推進 イ 住民相互の支え合い「互助・共助」の推進 ウ 行政による「公助」の推進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1

住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

基本施策（１）地域コミュニティの基盤づくり

ア 町内会・行政区活動等の推進

イ ボランティア活動の推進

ウ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

エ 地域で支え合う子育て環境の推進

基本施策（２）協働と交流で育む共生の地域づくり

ア 自治活動・公益活動を支える仕組みづくり

イ 多様な主体との協働の推進と人材育成

ウ 人権が尊重される社会の実現

エ 多様性を認め合う地域共生と多世代交流の促進

基本施策（３）地域資源をつなぐネットワークの推進

ア 町民活動支援センターによる多様な活動の連携

イ ボランティアセンターによる人材マッチング

ウ 生活支援コーディネーターによる地域づくり

基本施策(1)

地域コミュニティの基盤づくり

地域福祉とは、既存の制度によるサービスを利用するだけでなく、住民同士のつながりを大切にし、地域にある多様な主体が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組んでいこうとする考え方です。ここでいう多様な主体とは、行政や福祉事業者などの専門機関に加え、町内会や老人クラブ、ボランティア団体、子育て支援団体、NPO 法人など、さまざまな団体や活動を指します。

それぞれの活動内容は異なりますが、その意義は「自分の暮らす地域をよくする活動」や「安心して暮らせる地域をつくる活動」につながるものであり、住民同士の交流は、地域における福祉活動の原動力となるものです。

年齢や世代、性別、障害の有無にかかわらず参加できる多様な住民活動の場があり、それらが受け皿であると同時に支え合いの担い手ともなる、そんな環境を目指していくことが重要です。

多様化・複雑化する地域の福祉課題に対応するためには、地域の課題に対して住民や団体などが自ら課題を認識し、互いに協力しながら解決や地域の価値の創造につなげていく「地域力」の充実が不可欠です。住民活動の推進を通じて、人的なつながりや支え合いの意識を育み、地域コミュニティの基盤づくりを図ります。

ア 町内会・行政区活動等の推進

地域における人と人とのつながりが希薄化する中、地域のつながりや支え合いを育む基盤として、地縁に基づく町内会・行政区等が相互に連携し、機能する地域づくりが必要です。

しかし、本町においても、町内会の加入率の低下や一部町内会の解散、役員の担い手不足という課題に直面しています。

その一方で、町内会への加入状況にかかわらず、住民が必要な情報が得られ、災害時の避難や安否確認などの地域の支え合いに参加できる環境を整えることが重要です。町内会活動には、防災や環境美化などの具体的な活動に加え、日常のあいさつや会話を通じて住民同士の顔の見える関係を築き、安心して暮らせる地域をつくる意義があります。

今後は、町内会連合会などの関係機関と連携し、町内会活動の活性化を支援するとともにボランティア団体などの多様な主体とのつながりを広げ、誰もが無理なく地域活動に参加できる環境づくりを進め、地域の支え合う力の向上を図ります。

イ ボランティア活動の推進

地域福祉には、行政や事業所などのサービスに加え、住民の自発的なボランティア活動が欠かせません。

ボランティア活動とは「自らの自由意思によって人や社会に向けられる非営利の公益的活動」であり、地域力の向上に欠かすことのできないものです。

町内では、サロンや昼食会、手話支援、施設慰問、環境美化などに取り組む団体のほか、個人の自発的な行動によるものや、企業による社会貢献のボランティアなど、さまざまな活動が行われています。

ボランティアは、活動する人自身の社会参加や生きがい、心の豊かさ、ひいては健康づくりや介護予防にもつながる活動です。

町では、芽室町ボランティアセンターへの運営支援などを通じて活動を推進するとともに、社会福祉協議会の「ちょこっとサービス」や住民同士の互助活動「めむろたすけ愛」など、制度を補完する貴重な取組が、必要とする人に届くよう周知に協力します。

ウ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

令和8年3月末現在、本町の高齢者人口は5,487人（高齢化率31.4%）です。『第10期芽室町高齢者保健福祉計画（令和9年度～令和11年度）』では、「高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現」に向け、高齢者が孤立せず、地域で活躍できる環境づくりを進めます。

策定中

（ア）老人クラブ活動を通じた互助と孤立防止

一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、老老介護などの課題が広がる中、高齢者同士が自然な見守りを通じて支え合う老人クラブの役割は重要です。

現在、芽室町老人クラブ連合会には20の単位クラブが加盟し、826人（65歳以上人口の15%）が活動しています。会員減少や若手層の加入伸び悩みは課題ですが、仲間づくりを通じた生きがいと健康づくり、知識を生かした社会活動の機能が維持されるよう支援していきます。

（イ）高齢期の地域貢献活動・就業の推進

人生100年時代を迎え、意欲と能力のある高齢者が社会の支え手として活躍することは、豊かな暮らしにつながります。

本町では、社会参加グループ「みつ葉会」が公共サービスパートナーシップ協定のもと公共施設の管理等を担い、責任感と生きがいをもって活動しているほか、「一般社団法人めむろシニアワークセンター」は、高齢者の豊かな経験や能力を生かした就業活動に取り組み、地域社会の活性化を目指した活動を行っています。

また、本町発祥のゲートボールの指導を通じた体験型交流などにより、若い世代への普及啓発を行うほか、**経験や技術を生かした**社会貢献活動を推進します。

エ 地域で支え合う子育て環境の推進

子育て家庭の孤立が社会問題となる中、『第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）』に基づき、さまざまな事情の家庭に対応した相談・援助体制の充実と、切れ目のない支援を進めます。

本町では、子育てのお手伝いをしたい方と手助けをしてほしい方が、信頼関係に基づき地域で子育てがしやすい環境を作る「ファミリーサポートセンター（旧：育児サポートシステム）」事業を展開しています。

その趣旨に賛同する「**育児ネットめむろ**」は、依頼会員・援助会員等を合わせ192人（令和7年度末）が登録し、託児支援、送迎、リサイクル事業など多様な活動を行っています。住民同士が支え合い、安心して子育てできる環境づくりは、子育て世代の負担軽減だけでなく、援助する会員のやりがいにもつながります。集う人にとって居心地の良い居場所となるよう、町としても引き続き連携を図りながら施策を進めていきます。

基本施策（2）	協働と交流で育む共生の地域づくり
----------------	-------------------------

『第6期芽室町総合計画（令和9（2027）年度から令和16（2034）年度）』では、まちづくりの基本目標として「**未来へつなぐ 住みよい めむろ**」を掲げています。

町民が主役となった地域づくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し合い、町民が主体的に企画・実施していくことが重要です。また、そうした活動を後押しするきっかけや仕組みづくりに、行政が関わっていくことも必要です。

あわせて、従来公共が担ってきた分野において、住民や団体が共助の精神で参加する「新しい公共」の考え方も広がっており、行政にはその取組を支え、応援していくことが求められています。

本町では、住民活動の意識を高めるため、次の取組を進めます。

ア 自治活動・公益活動を支える仕組みづくり

地域の基盤となる自治組織や公益活動を円滑に進めるため、活動を支える制度の維持や、行政とのパイプ役となる職員の配置を通じ、安心して活動できる環境を整えます。

（ア）自治活動への支援と環境整備

市街地の町内会や農村部の地域連合会・社会福祉協会などが行う自治活動に対し、「自治振興報償」の支給や「町民活動支援センター」の事業を継続し、住民に身近な組織の活動を支えます。また、公益活動中の損害や傷害を補償する「総合保障制度」を継続し、誰もが安心して活動に参加できる環境づくりを進めます。

（イ）地域担当職員の配置

協働のまちづくりを進めるため、地域ごとに「地域担当職員」を配置します。従来の地域と行政が課題や行政情報を共有するパイプ役としての役割を見直し、地域防災や福祉など新たな役割を検討していきます。

イ 多様な主体との協働と人材育成

住民や団体など多様な主体が公共的な課題解決に関わる「協働のまちづくり」を推進するため、主体的な活動を後押しする財政支援や業務の委託、担い手の育成を進めます。

（ア）協働のまちづくり活動と人材育成の支援

町民が行う公益的な活動（公共施設の簡易修繕、地域の防災訓練、行政課題解決のための先進地視察、新たな公益団体立ち上げ等）に対し経費を支援し、地域の実情に応じた取組を後押しします。あわせて、将来を担う児童生徒やまちづくりのために活動するグループ・指導者の研修費用を助成し人材育成を進めます。

（イ）公共サービスパートナー制度の推進

町民や団体等が有する知識や経験を生かし、役場総合案内、福祉施設の管理・清掃、広報誌の配布などを担っていただく「公共サービスパートナー制度」を実施しています。地域に活力を生み、持続可能なまちづくりを進めるため、対象業務内容の検討を進めます。

ウ 人権が尊重される社会の実現

『第8期芽室町障がい者福祉計画・第4期芽室町障がい児福祉計画（令和9年度から令和11年度）』の基本目標に基づく相互理解の促進に加え、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無、性的指向、性自認などを問わず、誰もが互いの違いを認め合い、一人の人間として尊重される共生社会の実現を目指します。

そのために、あらゆる差別や偏見の解消に向けた人権教育や啓発活動を推進し、町民一人ひとりが多様な人権についての正しい知識と理解を深めることで、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます。

策定中

エ 多様性を認め合う地域共生と多世代交流の促進

多様な背景を持つ人々が地域の中で孤立することなく、生きがいや役割を持って交流できる「居場所」や「機会」を創出することは、前項で掲げた人権尊重の理念を地域に根付かせる上で不可欠です。

認知症に対する正しい知識を持つ「認知症サポーター」の養成や、認知症の啓発活動、オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営に参画する「チームオレンジ」（R8 現在 15 名）との協働は、認知症の方とその家族を町全体で支える共生の取組として継続します。

また、社会福祉協議会主催の「ふれあい交流まつり」では、お互いの違いや多様性を認め合い、相互理解の促進と心のバリアフリーを目指す啓発活動を進めます。

さらに、「西地区ふれあいの居場所ゾーン」に位置する共生型施設ふれあいサロン「なごみ」は、支援の必要な人も主体的に過ごせ、その交流が支え合いのきっかけとなる多世代交流の場所です。高齢者の孤食や子育て世代の負担軽減を図る「メムフク食堂」の取組などとあわせ、世代や属性を問わず共に活動する「地域の支え合いの拠点」として成長していくよう、運営主体の芽室町社会福祉協議会とともに周知や活用促進に努めます。

基本施策(3)

地域資源をつなぐネットワーク推進

少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、複雑化・多様化する地域課題に対応し、世代や属性を問わず誰もが安心して暮らせる地域としていくためには、行政だけでなく、住民や団体、企業など多様な主体が協力し合うことが不可欠です。

本目標では、それぞれの主体が持つ強みや参加意欲を大切に育てながら、福祉、教育、まちづくりなど地域にあるさまざまな活動（点）を結びつけ、連携・協力の輪（面）へと広げていきます。分野を超えた幅広いネットワークを構築することで、地域全体の力を高め、未来へ続く持続可能で活力ある地域づくりを推進します。

多様な主体によるさまざまな住民活動を、真に必要とする人につなげていくためには、活動の間をつなぐコーディネートの役割が重要です。

また、地域の活動を社会資源として捉え、分野を超えて共有し合うネットワークを広げていくことで、活動の効果を高め、その幅を広げていくことができます。

住民の力が集まる仕組みづくりを進めるため、次の取組を推進します。

ア 町民活動支援センターによる多様な活動の連携

地域には、福祉、まちづくり、教育などさまざまな分野で活動する団体があります。中央公民館に拠点を置く「めむろ町民活動支援センター」では、令和7年度の運営委託団体である「特定非営利活動法人 まちづくりプラットホームめむろ」が、情報発信や新規団体の立ち上げ支援、イベント開催などを通じて町民活動の推進や団体間の連携を支援しています。

今後も、町民がまちづくりに参加する機会を創出するとともに、分野を超えた

地域資源の連携・協働を促進する拠点として同センターを位置づけ、その機能の充実を図ります。

イ ボランティアセンターによる人材マッチング

共生型施設ふれあいサロン「なごみ」に事務所を置く芽室町ボランティアセンター（運営：社会福祉協議会）では、ボランティアコーディネーターを配置し、「なごみカフェ」や入門講座等を通じて活動のきっかけをつくっています。令和7年度の登録者数は個人35名、12団体166名となっており、今後は個人や若い世代が「できることから始める」きっかけづくりが重要です。町の委託事業である「介護予防ポイント推進事業」では、活動を希望する方と派遣先との調整機能を発揮するとともに、町民活動支援センターと連携しながら、担い手の発見や育成、活動の場の開拓、活動内容に応じたマッチングなどを進め、町民の幅広い参加につなげていきます。

ウ 生活支援コーディネーターによる地域づくり

町では、生活支援コーディネーターや関係者で構成する「生活支援体制整備推進協議体」を設置しています。地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握しながら、新たな社会資源の開発、分野を超えたネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを進めています。今後も関係機関と連携し、地域の実情に応じた生活支援の仕組みづくりを進めることで、高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整えます。

第4章 施策の展開

基本目標2

必要な福祉サービスが適切なタイミングで
利用できる体制の整備

基本施策（１）包括的支援体制の構築と重層的支援の推進

ア 包括的な相談支援の実施

イ 参加支援事業の推進

ウ 地域づくりの推進

エ アウトリーチと多機関協働によるチーム支援

基本施策（２）福祉サービス基盤の整備と人材確保

ア 各分野におけるサービス基盤の整備

イ 民生委員児童委員による地域に根ざした活動

ウ 誰一人取り残さないセーフティネットの構築

基本施策（３）権利擁護体制の整備

ア 成年後見制度の利用促進と体制づくり

基本施策(1)

包括的支援体制の構築と重層的支援の推進

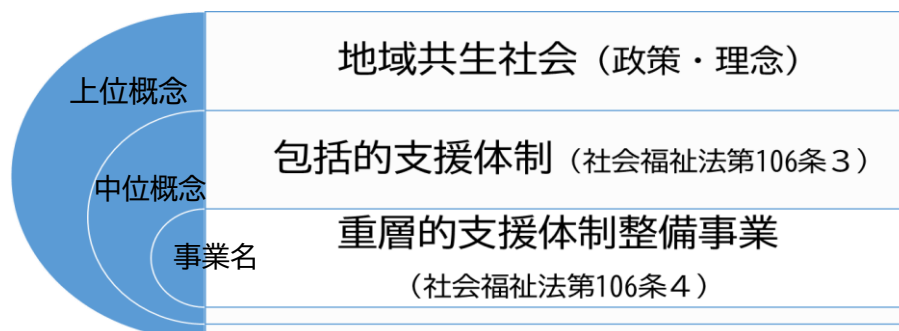
本町では、「総合保健医療福祉計画」に規定する各個別計画などに基づき、保健・医療・福祉に関するさまざまなサービスを実施しており、より一層の充実を目指しています。町民が抱える課題や悩みが複雑化・複合化する中、支援を要する方が適切なタイミングでサービスを利用できるよう、日常的な困りごとから専門的支援まで柔軟かつ早期に解決することが求められています。

このため、分野ごとの縦割りを超え、世代や属性を問わず課題を丸ごと受け止める「包括的な支援体制」を構築するため、重層的支援体制を推進します。

本事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つを柱とし、「アウトリーチ」による潜在的なニーズの掘り起こしや、「多機関協働」による継続的な伴走支援を組み合わせ、以下のとおり展開します

なお、本施策は、社会福祉法第106条の5に基づく「芽室町重層的支援体制整備事業実施計画」として地域福祉計画と一体的に定めるものであり、以下の取組を推進します。

■重層的支援体制整備事業の全体像



ア 包括的な相談支援の実施

相談者の世代、属性、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添いながら、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。保健・医療・福祉の各分野において、それぞれの機関が専門性を生かし、関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を提供するとともに、住民が安心して利用できるよう環境整備と周知に努めます。

また、支援が届きにくい方へはアウトリーチ等の手法を用いて積極的に関わり、潜在的な困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげます。自ら支援を求めない、支援を拒む方など、必要な支援が届きにくい方に対しては、相談支援機関が必要な支援に確実につなげます。

分 野	相談窓口
高齢者・介護	高齢者やその家族が抱える生活上の総合的な相談支援に対応します。 ◎地域包括支援センターあいあい 芽室町東4条4丁目5 芽室町保健福祉センターあいあい 21 (担当) 高齢者支援課在宅支援係
障がい	身体障害、知的障害及び精神障害などに対するライフステージに応じた相談支援に対応します。 ◎基幹相談支援センター 芽室町東4条4丁目5 芽室町保健福祉センターあいあい 21 (担当) 健康福祉課障がい福祉係
子ども・子育て (妊娠期～子育て期)	全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対応する相談支援機関として切れ目のない相談支援に対応します。 ◎こども家庭センターめむろん 芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場 芽室町東4条4丁目5 芽室町保健福祉センターあいあい 21 すくすくコール：0155-62-7830 (担当) 子育て支援課子育て支援係
生活困窮（生活保護）	生活に困窮している人の相談を受け、各種制度の情報提供を行う他、専門的な支援が必要な場合には関連機関と連携して相談支援に対応します。 ◎健康福祉課 芽室町東2条2丁目14 芽室町役場 (担当) 健康福祉課社会福祉係

◎健康・栄養相談支援

保健師や管理栄養士が中心となり、生活習慣病予防やライフステージに応じた健康相談を行います。また、出前講座等を実施し、町民の健康づくりを支援します。

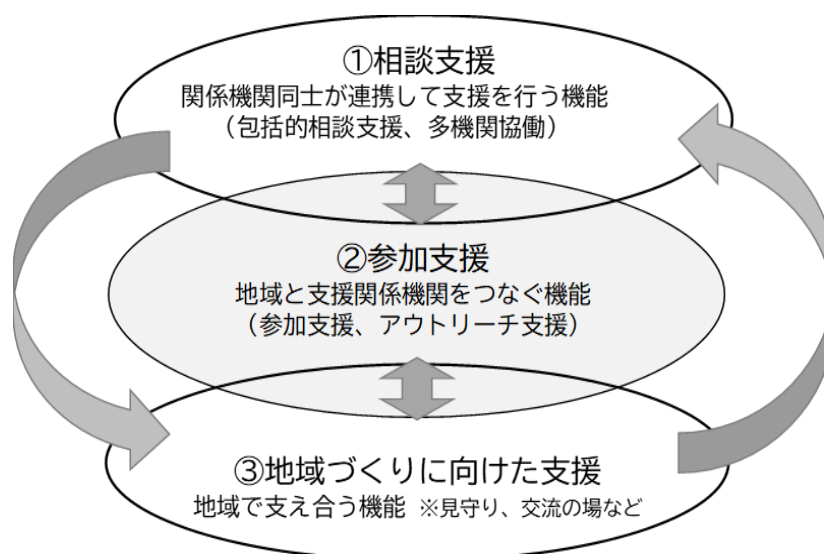
イ 参加支援事業の推進

人と人、人と社会とのつながりをつくり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会の実現を目指します。

既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人・世帯の希望やニーズに合わせ、就労やボランティア、サロンなどの多様な地域資源への参加支援や、居場所の創設に取り組みます。

分 野	事業内容等
全世代・全分野	町、各相談支援機関、芽室町社会福祉協議会、事業所及び地域の活動団体と連携し、本人の希望に合った社会資源への参加を支援します。 単なる参加にとどまらず、役割を持った参加も検討することで、社会とのつながりを回復するための支援を行います。 (担当) 健康福祉課社会福祉係

■ 包括的な支援体制を構成する3つの支援



ウ 地域づくりの推進

世代や分野を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所づくりを進めます。

また、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチングなど、多様な主体による地域活動をコーディネートし、住民が主体となった地域づくりを推進します。

分 野	事業内容等
高齢者・介護	◎一般介護予防事業 高齢者の介護予防を目的に行う活動を通じて、地域活動支援の担い手の育成やボランティア活動による互助機能を高めるとともに、高齢者が社会貢献活動による生きがいづくりを行います。 (担当) 高齢者支援課在宅支援係
高齢者・介護	◎生活支援体制整備事業（生活支援・通いの場） 生活支援コーディネーターを配置し、住民が主体となって集い活動する場の支援や新たな活動の場の創設を支援します。また、生活支援のニーズを把握することにより、支援のマッチングや新たなサービス体制の創設に取組めます。 (担当) 高齢者支援課在宅支援係
障がい	◎地域活動支援センター事業 地域社会との交流を促進することで、障がい者の日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供を行います。 (担当) 健康福祉課障がい福祉係
子ども・子育て	◎子育て支援センター運営事業 乳幼児及びその保護者が、相互の交流を行う場として、子育ての相談、情報提供、助言等の援助を行います。 (担当) 子育て支援課子育て支援係

エ アウトリーチと多機関協働によるチーム支援

ア～ウの各施策を円滑かつ継続的に実施するため、次の機能を推進します。

(ア) アウトリーチを通じた継続的支援

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、必要な支援が届いていない方や自ら困っていることを発信できない方、支援につながることに否定的な方に対して、訪問や電話、SNS等により、本人と関わるための信頼関係やつながりを構築し継続的に支援します。

(イ) 多機関協働事業

支援機関等から寄せられた、複雑化・複合化した課題に対し、分野を超えた多機関が連携し、課題の解きほぐしや支援機関が抱える課題を把握し、各支援機関の役割分担や支援の方向性の整理を行います。

特に、複数の機関が関わる支援を円滑に進めるためには、支援全体を進行管理し、関係機関の中心となる調整機能が不可欠です。「支援会議」や「重層的支援会議」がその役割を担うとともに、この機能を強化・集約する体制を推進し、「支援者を支援する」機能の充実を図ります。

	支援会議	重層的支援会議
目 的	○課題が複合化・複雑化しており支援が必要であると思われるにもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケースの情報共有等 ○見守りと支援方針の検討 ○緊急性がある事案への対応	○本人から同意を得られているケースで、多機関協働、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプランの策定、支援の終結・中断等について協議・決定 ○既存制度の連携では対応できないケース（社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討）
情報共有に係る本人同意	なし※構成員に守秘義務を課す	必要
構 成 員 (必要に応じて)	○町職員 ○重層的支援体制整備事業の相談支援員 ○その他支援関係機関の相談支援員 ○福祉サービス事業者 ○社会福祉協議会 ○民生委員児童委員など	○町 ○多機関協働事業者 ○包括的相談支援事業者 ○参加支援事業者 ○その他関係する支援機関など
会議の開催方法	複雑化複合化した課題に直面した支援担当者が健康福祉課と連携して開催	必要に応じて健康福祉課長（総括者）がケースの状況に応じた構成員に参加を依頼

基本施策(2)

福祉サービス基盤の整備と人材確保

地域生活課題が複雑化・多様化する中、安定した福祉サービスを提供するためには、行政が担うサービス基盤の整備（公助）と、地域で活動する多様な人材の確保・育成が不可欠です。

特に、地域に最も身近な相談役である民生委員児童委員をはじめとする福祉の担い手は、専門機関と住民とをつなぎ、支援を必要とする方を見つけ出すための重要な役割（共助）を担っています。

本施策では、公助としてのサービス提供体制を充実させるとともに、地域福祉を支える人材が安心して活動できる環境を整え、公助と共助が連携する支え合いの体制づくりを進めます。

ア 各分野におけるサービス基盤の整備

地域における共助の活動が進む中、個人や地域の力だけでは解決が難しい社会資源の整備等は、行政が公助として役割を担います。

（ア）介護保険サービス

「芽室町に住み続けたい」「自宅で最期まで過ごしたい」という思いに寄り添い、本人や家族が必要なサービスを選択できる介護基盤を確保します。

また、将来にわたって必要なサービスを提供するため「支えあいの町づくり人材育成事業」を継続します。

（イ）障害福祉サービス

グループホーム等の居住系サービス整備を支援するとともに、福祉的就労事業所と連携した一般就労定着支援や、企業への障がい者雇用理解の促進に努めます。

（ウ）子育て支援サービス

「芽室町放課後子どもプラン」に基づき、子どもセンターや児童館の配置、上美生小学校区における地域主体の放課後対策など、安全・安心な居場所を確保します。

イ 民生委員児童委員による地域に根ざした活動

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された、地域の相談員です。本町には 37 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）の民生委員・児童委員、3 人の主任児童委員が活動しています。

地域の身近な相談者であり、懸念される情報をいち早く察知するアンテナ役として重要な役割を担う「民生委員児童委員」について、町内会等と連携した適任者の確保、担当地区割の再編や役割の明確化等による負担軽減を検討します。

また、活動内容の周知等を積極的に行い、民生委員児童委員制度や活動への理解促進と担い手確保に努めます。

ウ 誰一人取り残さないセーフティネットの構築

制度の狭間にある方や、自ら声を上げることが困難な方が社会から孤立することのないよう、地域全体で支えるセーフティネットを構築します。地域で交わされる“心配情報”をタイムリーにキャッチし、干渉を拒む方へも行政や社会福祉協議会、民生委員等が粘り強く関わり続けることで、支援を必要とする人に確実につながります。

特に、高齢者・障がい者・児童に対する虐待や、配偶者等からの暴力（DV）は、生命に関わる深刻な権利侵害であり、早期発見と迅速な対応が不可欠です。関係機関と連携し、必要に応じて警察や専門機関への紹介や一時保護を速やかに行うなど、被害者を確実に守るための体制を強化します。

また、さまざまな理由で働くことに困難を抱え、生活に困窮している方に対しては、相談機関が丁寧に事情を聞き取ります。就労による自立を目指せる場合には「とかち生活あんしんセンター」等の就労支援機関へつなぐとともに、他の制度の活用によってもなお生活の維持が困難な場合には、最後のセーフティネットである「生活保護」制度の適用を検討するなど、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援につなげます。

基本施策(3)	権利擁護体制の整備
----------------	------------------

認知症、障がい等により、サービスの選択や契約手続きを自力で行えず、生活に影響が生じることが多くあります。判断能力が十分ではない方たちを、成年後見制度等の権利擁護支援へつなぐことで、地域で安心して生活できるよう、権利擁護体制を整備します。

【芽室町成年後見制度利用促進基本計画】

この項目は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村計画として位置づけ、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、権利擁護体制の整備を進めるものです。

ア 成年後見制度の利用促進と体制づくり

（ア）成年後見制度の利用促進と市民後見人の育成

身寄りのない方等への「町長申立て」や、申立費用・後見人等への報酬助成を実施し、制度を利用しやすい環境を整えます。また、弁護士等の専門職による個別相談会や講演会を通じた普及を図るとともに、「市民後見人養成研修」を実施し、修了者が法人後見等の支援員として経験を積めるよう活動を支援します。

（イ）権利擁護を支える中核機関の設置とネットワーク構築

福祉・医療関係者に司法の専門職を加え、親族やケアマネジャー等への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築します。令和7年度を目途にその中心となる『中核機関』を設置し、以下の5つの機能を発揮することで強固な権利擁護体制を確立します。

- 広報：出前講座や講演会等を通じた制度の周知
- 相談：支援を必要とする方が制度利用につながる相談体制の整備
- 利用促進：後見人等の育成や受任調整、活動支援
- 後見人支援：受任後の相談対応や、関係機関を含めた支援内容の検討
- 不正防止：孤立を防ぎ、不正事案の発生を未然に防ぐ体制整備

第4章 施策の展開

基本目標3

地域で安全・安心に生活できる環境の整備

基本施策（１）災害時における避難支援体制の整備

ア 「要配慮者支援事業」の推進

イ 避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）の策定推進

ウ 福祉避難所の運用

基本施策（２）暮らしの安全を守る環境づくり

ア 消費者被害の防止と相談体制の強化

イ 子どもの安全対策と権利擁護の推進

ウ 犯罪の未然防止と円滑な社会復帰の支援

基本施策（３）生活環境の改善と移動・生活支援

ア 身体状況に合わせた住宅改修への支援

イ 多様なニーズに応じた移動手段の確保

ウ 孤独を防ぎ日常生活を支えるサービスの展開

基本施策（４）自助・互助・共助・公助の推進

ア 自らを守る「自助」の推進

イ 住民相互の支え合い「互助・共助」の推進

ウ 行政による「公助」の推進

基本施策(1)

災害時における避難支援体制の整備

すべての町民が安全に不安なく暮らせる社会を構築するためには、建築物等のバリアフリー化だけでなく、防災・防犯対策などの人的支援を中心とした、安心感を伴う安全対策が重要です。

ア 「要配慮者支援事業」の推進

災害時などに自力での避難、移動が困難な高齢者などに対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援などを受けることができる体制を整備することにより、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進することを目的としています。

登録対象者は、65歳以上の一人暮らし、75歳以上のみの世帯、重度の障害や要介護認定をお持ちの方などで、災害時の避難等に配慮を必要とする方が、「災害時要配慮者登録申請書」の提出により登録されます。

登録した内容は、町、消防署、民生委員児童委員が情報共有して災害の発生に備える体制とし、誓約書の提出により、町内会や芽室町社会福祉協議会、社会教育協会、自主防災組織等の地域支援者にも提供される仕組みとしています。

「災害時要配慮者台帳」は、災害時だけでなく日頃の声掛けや見守り等に活用することにより顔の見える関係性を築くなど、災害時に有効に機能するための取組を推進します。

イ 避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）の策定推進

『芽室町地域防災計画』に基づき、重度の障害のある方など災害が発生した際に、自ら避難することが困難である方が、町や平常時から関わりのある福祉関係者、自主防災組織等の地域支援者が協力し、情報の伝達や移動などの避難行動をサポートできるよう「避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）」の策定を推進します。

また、優先的に登録されるべき対象者が、もれることなく登録勧奨されるよう、関係部署と連携しながら取組を進めます。

ウ 福祉避難所の運用

通常の避難所に収容後、そこで収容及び保護が困難と判断される場合に、介助を要する高齢者や障がい者などの避難行動要支援者等が優先的に利用する「福祉避難所」として、町が協定を締結している民間施設との連携を図り、特別な配慮を必要とする避難者の把握と避難支援について取組を進めます。

犯罪や悪質商法から町民を守る防犯対策も、地域における重要な安全対策です。高齢者を狙った消費者被害等の防止や、子どもが健やかに育つ権利を守る環境づくりを推進します。

ア 消費者被害の防止と相談体制の強化

スマートフォンの普及など情報化が急速に進展する中、消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化しています。特に高齢者は「お金」「健康」「孤独」という3つの大きな不安を抱えやすく、悪質業者は親切を装い、言葉巧みにこれらの不安をあおって大切な老後資金を狙います。

町では、「消費生活センター」の設置による相談対応に加え、芽室消費者協会等と協力した出前講座や啓発活動を通じ、高齢者や障がい者など契約弱者を守る取組を推進します。

高齢者の消費者被害は深刻である一方、「だまされたことに気づきにくい」「だまされたことを認めたくない」といった心理から相談に至らないケースが多くあります。被害を防ぐためには本人が知識を身につけるだけでなく、周囲の見守りが不可欠です。一人暮らし等で身内の気づきが期待できない高齢者を守るため、民生委員やヘルパー、ケアマネジャー等が参画する「高齢者権利擁護ネットワーク会議」を通じ、地域全体で情報共有と被害の未然防止を図ります。

イ 子どもの安全対策と権利擁護の推進

(ア)『子どもの権利に関する条例』の啓発普及

平成18年施行の『芽室町子どもの権利条例』に基づき、子どもが生まれながらに持つ4つの権利（命を大切にされる「生きる権利」、自分らしく学ぶ「育つ権利」、危ないことから「守られる権利」、社会に「参加する権利」）を保障します。あわせて、**子育ての中心적인役割を担う**「家庭」、成長を手助けする「学校」、安心して交流できる「地域」、親と子の時間をつくる「企業」、そして制度を保障する「町」がそれぞれの役割を担い、社会全体で子どもを育む機運を醸成します。

(イ) 地域の連携による安全対策の推進

不審者やヒグマ等の目撃情報を配信する「めむろ安心メール」の活用、通学路における「専任交通指導員」の配置、避難場所となる「子ども110番の家」など、関係機関やボランティアと連携した防犯・安全確保体制の強化に努めます。

ウ 犯罪の未然防止と円滑な社会復帰の支援

犯罪や非行をした方が、地域社会の中で孤立することなく、地域住民の一員として受け入れ、安心して生活できる環境を整えることは、本人の立ち直りを支援するだけでなく、安心・安全なまちづくりにつながります

「誰もが孤立せずに支え助け合う思いやりに満ちた共生のまちづくり」という理念のもと、地域で孤立せず、必要な支援を受けながら、再び地域社会の一員として生活できるよう、関係機関・団体とも連携しながら地域全体で支える体制づくりを推進します

再犯防止に対する地域住民の理解を深めるため広報誌やホームページ等で保護司の活動についての周知を図り、町民の理解の促進に努めるとともに、「社会を明るくする運動※」等を通じて再犯防止に関する地域での啓発活動を実施します。

※社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

基本施策(3)

生活環境の改善と移動・生活支援

心身機能が低下した方が住み慣れた地域で生活していくためには、住環境、移動手段、日々の生活支援など、日常の不便を小さくする個別ニーズに応じた支援が必要です。

ア 身体状況に合わせた住宅改修への支援

生活の不自由さを解消するため、介護保険の要介護（支援）認定者や、65歳未満の下肢・体幹機能障がい者等を対象とした住宅改修費（手すり取付、段差解消等）の助成制度について、相談支援を通じて周知と利用を促進します。

イ 多様なニーズに応じた移動手段の確保

（ア）地域公共交通の確保と推進

高齢者等の地域内移動手段としてコミュニティバス「じゃがバス」の運行を継続し、利用者ニーズを踏まえた更なる快適性・利便性の向上を検討するとともに、農村部の高齢者を対象にタクシー助成事業を継続します。

（イ）福祉有償運送および通勤サポート事業の推進

単独での公共交通機関の利用が困難な要介護者等に対し、社会福祉協議会等が主体となるドア・ツー・ドアの「介助付き移送（福祉有償運送）」を推進します。また、一般就労を達成したものの自力での運転が困難な障がい者に対し、NPO 法人に委託して行う「通勤サポート事業」を継続し、持続可能な送迎支援体制を整備します。

ウ 孤独を防ぎ日常生活を支えるサービスの展開

一人暮らしの高齢者は心配事を抱え込んですべてを一人で頑張ろうとする傾向があり、結果として周囲の支援を遠ざけ、社会的孤立を招く恐れがあります。そうした孤立を防ぐため、サービスの利用を通じた「つながりの保持」に努めるとともに、新たな福祉ニーズに応える支援体制を構築します。

（ア）緊急通報システムの設置

急病や災害時の連絡手段として緊急通報装置を貸与し、月 1 回、保健師・**看護師**による安否確認を行います。携帯電話等の普及により設置世帯数は減少**傾向にありますが**、個人の暮らしの状況に応じて必要な方に利用されるよう支援を継続します。

（イ）食事配達と地域交流サロンの実施

調理や買い物が困難な高齢者等へ、安否確認を兼ねた「お弁当配達」を**継続**します。また、身近な地域で高齢者や障がい者（児）、乳幼児とその親などが世代を超えて気軽に集い、交流を通じて孤独感の解消や認知症予防を図る「地域交流サロン」を、社会福祉協議会が主体となって推進しています（令和 7 年度現在、3 団体 118 名参加）。町として、地域全体で**支え合いの促進**に取り組む本事業への支援を継続します。

（ウ）除雪サービスの実施

自力での除雪が困難な一人暮らしの高齢者や身体障がい者などを対象に、自宅玄関から公道までを除雪し、緊急時の避難経路を確保します。作業の担い手が限られてきている現状を踏まえ、新たな担い手・支援団体の確保を検討します。

（エ）新たな福祉ニーズへの対応（ちょこっとサービス）

「電球交換」や「ゴミの分別・ゴミ出し」など、既存の福祉制度では支援の対象外となりやすい**ものの**、支援がないと実生活において不便を生じる困りごとに対応するため、「ちょこっとサービス」を実施しています。生活支援コーディネーターが中心となり、ちょっとした手助けを必要としている人とその手助けが可能な人をマッチングすることで、住民同士の支え合いによる解決を図ります。

基本施策(4)

自助・互助・共助・公助の推進

地域における課題解決のためには、自分自身の努力(自助)、近隣の助け合い(互助)、地域組織による支援(共助)、行政等の公的支援(公助)という重層的な取組が必要です。

ア 自らを守る「自助」の推進

自身や家族が健康で安全に過ごせるよう最も基本となる備えです。日頃からの健康管理や、災害への備え、万が一に備えた金銭の準備などがこれにあたります。

町民一人ひとりが自助の意識を高め、自主的に行動できるよう啓発を推進します。

イ 住民相互の支え合い「互助・共助」の推進

互助は、「お互い様」の精神で近隣住民などが自発的に助け合う活動です。災害時だけでなく日頃の声かけや安否確認など、「向こう三軒両隣」を基本としたご近所付き合いを促します。

共助は、町内会や自主防災組織などがルールに基づき組織的に行う助け合いを指します。一人暮らし高齢者への定期訪問や地域のサロン活動などを推進し、地域全体で支え合う仕組みを強化します。これら互助・共助の連携により、さりげない声かけができる見守りの輪を広げます。

ウ 行政による「公助」とネットワーク構築

公助は、自助・互助・共助では対応できない困難な状況に対し、国や町が税金を財源として行う公的な支援です。災害時の救助活動や避難所の運営、生活困窮者への支援や介護保険、子育て支援などこれにあたります。

また認知症の高齢者が行方不明になった際に、地域の事業所と協力して早期発見に努める「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」などを推進し、さまざまな機関が連携した確実な安全網を構築することで、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制

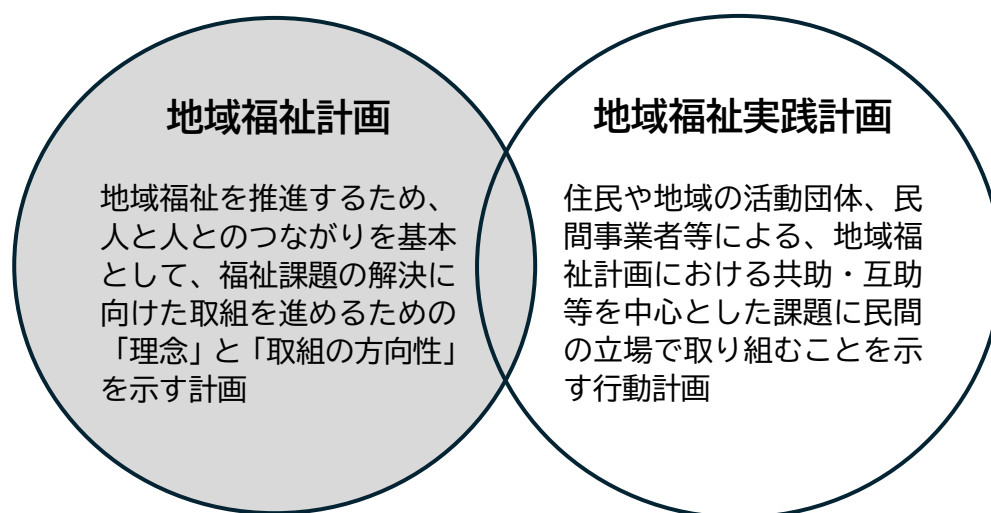
(1) 多様な主体との連携・協働による計画の推進

地域福祉の推進には、住民や地域の協力が不可欠です。住民一人ひとりや町内会をはじめとする地域の団体、保健・福祉・医療の関係機関や社会福祉法人、福祉サービス事業者、民生委員児童委員やボランティア団体などの地域に関わる組織・団体やNPO、民間事業者などが、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら計画を推進します。

(2) 社会福祉協議会との連携による推進

社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし、社会福祉法に位置付けられた公共性を有する民間団体です。地域福祉の推進を図る中核として、地域に積極的に出向き、福祉課題を把握するとともに住民や各種団体と連携し、行政との調整役としての役割を求められます。

町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と重なり合う部分が多いため、両計画の整合性を図りながら連携し推進していきます。



(3) 計画の広報

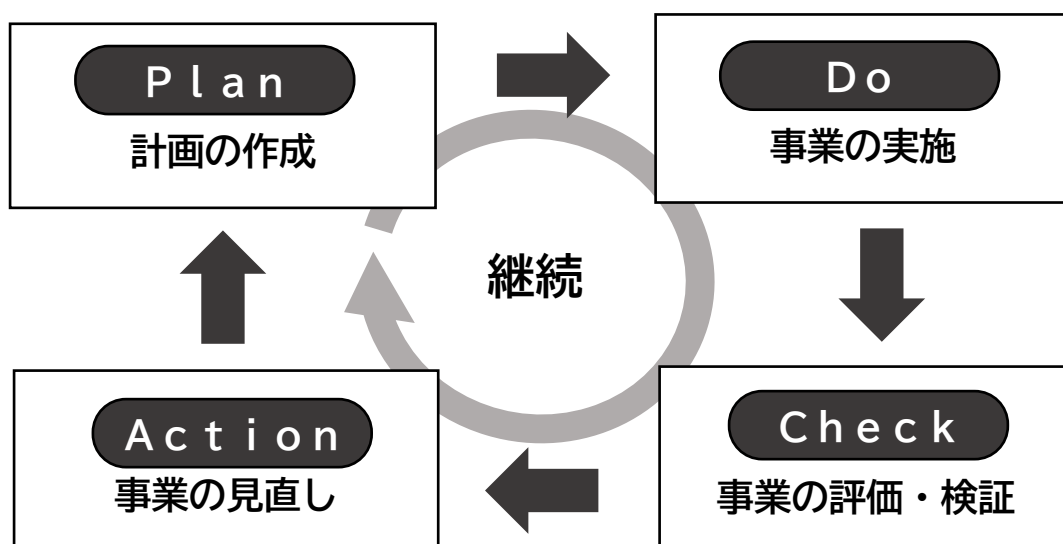
本計画については、住民が地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画することができるよう、本計画や地域福祉に関する情報を多様な媒体を活用しながら、広く住民に周知し、地域福祉に関する意識啓発を図ります。

2 進捗管理

(1) 計画の進行管理と評価

本計画の進捗状況の管理・評価については、PDCA サイクルを取り入れ、取組や事業の把握、評価をしながら改善、見直しを継続していきます。

■PDCA サイクルのイメージ



(2) 指標による評価

基本目標1 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進

指 標	基準値 2026 年 (令和 8 年度)	目標値 2030 年 (令和 12 年度)
ボランティア活動に参加した又は参加したい町民の割合 ※団体や登録による活動の他、個人の自発的な活動を含む。	54.7% (R7)	60.0%
お住いの地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う町民の割合	53.4% (R7)	60.0%
芽室町は人権が尊重され、差別や人権侵害がないまちだ と思う町民の割合	75.3% (R7)	90.0%

基本目標2 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備

指 標	基準値 2026 年 (令和 8 年度)	目標値 2030 年 (令和 12 年度)
この一年間の高齢者に対する芽室町の福祉サービスに 満足している高齢者の割合	78.6% (R7)	
安心して子育てができと思う町民の割合	87.8% (R7)	
芽室町は「障がい者にとって暮らしやすいまち」だと思 う町民の割合	70.4% (R7)	75.0%

基本目標3 地域で安全・安心に生活できる環境の整備

指 標	基準値 2026 年 (令和 8 年度)	目標値 2030 年 (令和 12 年度)
芽室町は防犯対策が十分だと思う町民の割合	61.1% (R7)	
安心して消費生活が送れると思う町民の割合	84.4% (R7)	

※まちづくりに関する住民意識調査より

資料編

1 第6期地域福祉計画策定に係る関係団体からの意見聴取

計画策定にあたり、地域福祉活動を推進いただいている各団体が、活動するにあたっての困りごと、意見、要望したいこと等を把握し計画に反映するために、令和8年7月～●月に、下記団体から意見聴取を実施しました。

(1) 芽室町民生委員児童委員協議会 委員からの意見聴取

民生委員児童委員の活動の中で感じていること（困っていることや町への要望や提案、活動の中で工夫していることなど）について、意見を伺いました。

【活動をしていく中での困りごと】

- ・体調不良により訪問回数が減り、住民とのつながりが薄れてきていると感じる。
- ・独居老人宅の訪問において、人数が多くて訪問するのが大変である。
- ・訪問の際、一人で訪問することに不安がある。
- ・何度尋ねてもお会いできず、メモを残しても一度もお会いできていない方の様子を、近所の方に聞いてよいものか悩む。
- ・一度も訪問していない方や、子育て家庭については様子が分からず、困っている人がいるのか耳にする機会もないため、このままでよいのか不安に思う。
- ・サービスの申込者に認知症と思われる方がいて、説明が悪いと感じたのか、私を通り越して近所の方に聞いていて、がっかりしたことがある。
- ・個人情報保護法の影響もあり、十分な情報を得られない中での活動の難しさを感じる。
- ・町内会未加入世帯とのコミュニケーションや情報提供の機会がない。
- ・何度も尋ねてお会いできず、後から施設入所を知ったケースがある。
- ・訪問しても、元気というお返事だけでそれ以上会話が續かない方もいる。
- ・最初は活動について不安ばかりだった（定例会で聞いてもそれぞれやり方が違うので具体的な活動はあまり知ることができなかった）。
- ・町内会でも高齢者が増えており、お互いに支え合うのが難しくなっている。
- ・各部会での活動の様子があまりよく見えない。
- ・民生委員間の交流が少ない。
- ・民生委員児童委員についての認知度が低い（今年度は広報紙で発信していただき良かった）。

【町への要望や提案】

- ・要配慮者台帳のほか、マップ作製のために図面（地図）があると助かる。
- ・町内会の住宅地図を参考しているが、未加入の方のお宅がわからないため、住宅地図があると活動の幅が広がる。
- ・要支援者リストに施設入所中の方が含まれているなど、リストをきちんと整理してほしい。

- ・地区の個人情報資料について、特に 80 歳以上で役場が関わっていない方（要支援・要介護者など）が把握できると良い。
- ・独居高齢者が施設に入所された際など、事前に知らせてほしい。
- ・町からの情報など、訪問するきっかけが欲しい。
- ・町からの書類について、訪問先の方から字が小さくて見えにくいので大きく見やすくしてほしいという住民からの要望がある。
- ・持参して訪問するために、困ったときの相談場所のわかりやすい資料があると良い。
- ・役場より情報を得ながらポイントを絞って訪問すると負担が軽減するのではないかな。
- ・町内会長、役場職員、社協職員などとの 2 人体制での訪問であれば負担が少ない。
- ・町内会からの選出方法を改めて、地域を 25 くらいに分け 2 人体制での選出にするとスムーズになるのではないかな。
- ・今後は複数での活動が主体となり取り組んでいく必要がある（地区割が重要）。
- ・地区担当となっているので、町内会組織（役員と情報共有）など横のつながりがしやすいようにしてほしい。
- ・なり手不足の解決に向け、市街地町内会連合会も加わって協議体を発足してはどうか。
- ・毎月の定例会を 2 か月に 1 回くらいにすると、なり手不足解消につながるのではないかな。
- ・定例会のたびに研修をする必要性があるのか、他町村の調査を行い改善することで欠員地区の減少につながるのではないかな。
- ・実費弁償の見直しをしてほしい。
- ・訪問の際に粗品（ティッシュ、PP 袋、ゴミ袋など）を作って訪問できると良い。
- ・民生委員児童委員と役場職員及び社協職員が一体となって、互いの活動や仕事を協力しながら進められたらよい。
- ・「地域活動マップ」を作成したい（役場内の市街地地図、国政調査地図等を活用し、統一様式で作成することで交代・引継ぎ等をスムーズに）。
- ・退任式・伝達式のスケジュールの中で引継ぎを行うなど、1 期目と役員あるいは 1 期目同士の情報交換会が必要。
- ・民児協、会長、副会長が出席する会議の中で、試験的にでも実施したらよい事例があると思う。

【活動の中で工夫していること】

- ・日頃からアンテナを張り、町内会や老人会に入って、会話から困りごとを聞き取るようにしている。
- ・地域住民と長期にわたる関わりにより信頼関係が生まれ、プライベートの相談にも乗れる関係性を築いている（日頃の様子を見聞きしているからこそ気づくことが可能）。
- ・独居で不安な方や心配な方に対し、月 1～2 回の訪問を行っている。
- ・独居で不安な思いをしている方や心配な方は、すぐ役場や地域包括支援センターに連絡するようにしている。
- ・自分で活動を試行錯誤し、理解・解釈しながら現在に至っている。

(2) 生活支援体制整備推進協議体会議からの意見聴取

今後一人暮らしの高齢者が増加すると想定される中、一人暮らしになったらどんなことが心配で、それを解決するためにはどんなことが必要だと思うか、自分で工夫していることはあるかなお話を伺いました。

【心配だと思うこと】

- ・車の運転や移動手段、買い物。
- ・ゴミ出し。
- ・体調を崩したとき。
- ・大雪が降ったとき。
- ・何かあっても誰にも気づかれないのではないかとということ。
- ・スマホの操作。

【その心配事を解決するために自身や地域できること(自助・共助・互助)】

- ・足腰の強化。
- ・役場や地域包括とつながる。
- ・身近な相談者を見つけておく。
- ・知人との交流や趣味、集まりの場に参加する。
- ・近所同士の声掛けや助け合い。
- ・身近な交流の中でいろいろな情報を共有する。

【公的機関にお願いしたいこと(公助)】

- ・移動手段(じゃがバスで足りないところ)の確保。
- ・適切な相談窓口がわかりやすいようにしてほしい。
- ・キラキラシニア講座(明るく前向きになれるような講座)などがあればいい。

(3) ボランティアセンター運営委員会からの意見聴取

策定中

2 参考資料

策定經過等